

岩手県告示第870号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関の指定に係る医療機関の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成22年11月5日

岩手県知事 達 増 拓 也

精神通院医療

医療機関の名称	所在地		担当する医療の種類	変更年月日
	変更前	変更後		
内科板倉病院	奥州市水沢区姉体町字林前 190番地	奥州市水沢区上姉体六丁目 8番1号	病院	平成22年8月30日
中央通薬局	盛岡市中央通二丁目1番20 号ニッセイ同和損保盛岡ビ ル1階	盛岡市中央通二丁目1番20 号あいおいニッセイ同和損 保盛岡中央通ビル1階	薬局	平成22年10月1日